

令和元年8月22日発信

北海道地方卸売市場条例の見直し等について

改正卸売市場法の施行に向けた北海道の動きなどに関して、次のとおりお知らせいたします。

I. 改正卸売市場法に係る地域説明会の開催

道は、卸売市場の開設者を対象とした改正卸売市場法に係る地域説明会を7月に道内13箇所で開催し、改正法に基づく市場開設の手続きの手順や業務規程の変更等に係る説明を行っております。

II. 北海道卸売市場審議会

令和元年度第2回北海道卸売市場審議会が、8月5日（月）に札幌市中央区の道庁本庁舎において開催されました。

審議会では、はじめに中川竹志会長(当協会会長)から挨拶があり、その後、前回審議会で提示のあった「北海道の卸売市場の活性化に向けて(仮称)」(案)及び「北海道地方卸売市場事務取扱要領」(素案)の前回の審議会や地域説明会での意見を踏まえた修正事項、並びに「北海道地方卸売市場条例等のあり方について」の諮問への答申事項(案)について、事務局の道側からの説明と、それらに対する質疑や意見交換など審議が行われた後、中川会長から道の鳴海地域経済局長に対して、「北海道地方卸売市場条例等のあり方について」の諮問に対する答申事項が手交されました。(答申事項：別紙)

道では、今後、審議会の答申を踏まえて、既存市場向けの認定要領等の制定や業務規程の各市場との個別協議をはじめ、北海道地方卸売市場条例の廃止など、卸売市場の認定制への円滑な移行に向けた作業を取り進めていくとしています。(道の検討事項及びスケジュール：別紙)

答申事項

北海道地方卸売市場条例、北海道卸売市場整備計画及び北海道卸売市場審議会のあり方について

1 北海道地方卸売市場条例について

(1) 法令上の根拠

北海道地方卸売市場条例は、卸売市場法の委任規定に基づき、法令等を執行するために制定したものであり、法改正により、条例委任規定が廃止されたほか、卸売市場認定のしるしや様式等は法律及び政省令で規定され、地方独自の上乗せ規制も禁止されたことから、条例を制定する根拠が失われた。

(2) 各都府県の動向

平成 30（2018）年 12 月に、全都府県を対象に条例の方向性についてアンケート調査を実施したところ、46 都府県中 34 都府県が廃止の意向を明確にした。

2 北海道卸売市場整備計画について

(1) 法令上の根拠

北海道卸売市場整備計画は、卸売市場法の規定に基づき、本道の卸売市場の整備を図るために策定していたものであり、法改正により、卸売市場の整備を推進する法の目的や国及び都道府県の整備計画策定に係る規定が廃止されたほか、卸売市場の施設整備に係る国の補助事業において条件となっていた都道府県卸売市場整備計画への記載が廃止されたことから、整備計画を策定する根拠が失われた。

(2) 各都府県の動向

平成 30（2018）年 12 月に、全都府県を対象に整備計画の方向性についてアンケート調査を実施したところ、整備計画を有する 41 都府県中 32 都府県が廃止の意向を明確にしたほか、継続の意向を明確にしている都府県はなかった。

3 北海道卸売市場審議会について

(1) 法令上の根拠

北海道卸売市場審議会は、卸売市場法の規定に基づき、卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議するため、生鮮食料品等の流通に関し知識経験のある者を委員として設置していたものであり、法改正により、都道府県卸売市場審議会設置の規定が廃止され、卸売市場審議会を設置する根拠が失われた。

なお、卸売市場に関する重要事項の調査審議が必要となった場合は、商工業の重要事項を審議する北海道商工業振興審議会に、生鮮食料品等の流通に関し知識経験のある者からなる「部会」を設置するなどして調査審議することができる。

(2) 各都府県の動向

平成 30（2018）年 12 月に、全都府県を対象に審議会の方向性についてアンケート調査を実施したところ、審議会を有する 38 都府県中、継続の意向を有する都府県は 1 県のみであり、22 都府県は廃止（他会議体の活用を含む）の意向を明確にした。

4 道内卸売市場の意向

平成 31（2019）年 2 月に、道内地方卸売市場を対象に北海道地方卸売市場条例、北海道卸売市場整備計画及び北海道卸売市場審議会を廃止することの不都合についてアンケート調査を実施したところ、72 市場中 61 市場が廃止について問題点がないとした。

なお、廃止することによる不都合として、「卸売市場が目指すべき方向性が失われる恐れがある」、「ある程度のルールが必要」、「道の卸売市場施策推進の上で、関係者や有識者などの様々な観点から意見を聞く場が必要」といった意見が寄せられた。

上記より、北海道地方卸売市場条例、北海道卸売市場整備計画及び北海道卸売市場審議会は、廃止することが妥当である。

なお、北海道地方卸売市場条例、北海道卸売市場整備計画及び北海道卸売市場審議会の廃止後も、道内卸売市場が生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとして公共的な役割を果たすことが求められることから、道内卸売市場の意向も踏まえ、道に次の対応を求める。

1 北海道の卸売市場の活性化に向けて（仮称）の策定

卸売市場は、食品等の流通の核として、生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たすことが求められており、道内地方卸売市場の業務の適正化と健全な運営が確保され、本道における生鮮食料品等の円滑な流通と公正・透明な取引が図られるよう、道として改正法に基づき地方卸売市場に対し必要な指導・助言を行うとともに、道は、卸売市場の取扱状況など現状と課題や目指すべき姿等を示す「北海道の卸売市場の活性化に向けて」（仮称）を策定すること。

2 北海道における地方卸売市場事務取扱に係る要領の策定

卸売市場は、改正法に基づく各種手続きや報告、取引結果の公表等が必要になることから、道は、卸売市場関係者が改正法に基づく事務手続きを円滑に取り進めることができるよう、認定申請に要する届出書類や業務上必要な報告等をきめ細やかに示した事務取扱要領を策定すること。

なお、卸売市場法で許可を受けている地方卸売市場による改正法に基づく認定申請の事務手続きが軽減されるよう配慮すること。

3 北海道商工業振興審議会の活用

道は、卸売市場に関する重要事項が生じた場合は、生鮮食料品等の流通に関し知識経験のある道内卸売市場関係者や学識経験者等の意見を聴取した上で決定すべきであることから、必要の都度、北海道商工業振興審議会に卸売市場に関して調査審議する部会などを設けること。

卸売市場法改正に伴う、道の検討事項及びスケジュール

2019年8月現在

※令和元年(2019年)8月現在であり、変更の可能性があります。

主体	項目	内容	平成30年度(2018年度)			令和元年度(2019年度)				令和2年度(2020年度)			
			4~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月				
国	卸売市場法 政省令・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> H30(2018).6.22改正法公布、R2(2020).6.21施行 規制緩和 都道府県条例への委任、整備計画、審議会の規定が廃止 など 手続き及び申請書、業務規程に盛り込む事項を規定 卸売市場の業務運営、施設に関する基本的な事項を定めた基本方針 	改正法公布(6/22)	政省令・基本方針制定(10/17)	改正法・政省令、基本方針地域説明会					施行(6/21)			
北海道	卸売市場審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の審議 ・条例、整備計画、審議会のあり方(改廃等)の諮問・答申等 ・審議会自体は改正法施行後、法的な位置付けがなくなる。 →卸売市場審議会自体の廃止(条例廃止に伴い廃止) 	【報告】 法改正について(7/6)	【諮問】 条例・審議会・整備計画のあり方	【協議】 条例・審議会・整備計画の道の方向性の提示、意見聴取	【協議】 答申案 北海道の卸売市場の活性化に向けて(素案)	【答申】 【協議】 北海道の卸売市場の活性化に向けて(案)	委員任期満了		現行法に基づく審議会の廃止 商工業振興審議会「卸売市場部会」を必要の都度、設置(6/21~)			
道	北海道地方卸売市場条例/施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ○条例・規則の廃止に向けた手続き ・都道府県調査、市場へのアンケート・ヒアリングの実施 ・道議会に条例廃止を提案 	他県把握 市場アンケート		他県把握 市場アンケート・ヒアリング					令和元年第4回定例道議会(条例廃止提案)	令和2年第1回定例道議会(条例廃止提案)	条例の廃止施行(6/21)	
	第10次北海道卸売市場整備計画(H28~32) ↓ 北海道の卸売市場の活性化に向けて(仮)	<ul style="list-style-type: none"> ○整備計画の廃止、北海道の卸売市場基本方針(仮)の策定 ・現計画は、H28~32の5カ年だが、改正法施行後、法的な位置づけがなくなる。 ○道内卸売市場の現状・課題、方向性等を取りまとめ 				北海道の卸売市場の活性化に向けて(素案)	北海道の卸売市場の活性化に向けて(案)					整備計画の廃止、北海道の卸売市場の活性化に向けて施行(6/21) データ・統計部分は、以後、毎年作成	
	関係規定	○法・条例等の改廃に伴う関係規程の改廃											
	経済部手数料条例	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の認定の際に徴求(現行:卸売業務許可申請の際) ・手数料額(現行:15,000円)の検討 ・国90,000円→15,000円に改正(地公体は登録免許税免除のため、実質0) 								4回定例会改正提案	新手数料条例に基づき、手数料を徴求		
	北海道地方卸売市場事務取扱要領(仮)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法に基づく事務取扱(道・振興局向け) ・改正法に基づく申請等の手続き(市場向け) ・市場における事務取扱例 				素案							新法の事務
	北海道地方卸売市場検査要領/地方卸売市場検査の手引	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者への検査権限は道から開設者に ・大幅な規制緩和による検査内容等の改正 				素案							改正施行(6/21)
	その他規則、各種通知	<ul style="list-style-type: none"> 法・条例等の改廃に伴い、改廃を行う。 ・行政組織規則、事務決裁規程、その他関係規則等の改正 ・業務規程例の廃止(規程例を定めることは適当ではない) ・過去発出した通知の廃止。 									関係規則、規程等の改正		改正又は廃止(6/21)
	改正法に基づく市場認定	<ul style="list-style-type: none"> ○既存市場における改正法に基づく認定要領の制定(効力:~R2.6) ~申請様式・書類の簡素化検討 ・改正法施行(2年(2019年)6月)までに認定申請を行う場合の手続き ・各市場で認定申請できるようにきめ細かな支援を実施(業務規程変更、申請書記載支援等) ・認定申請受理、認定 				既存市場向け認定要領素案			地域説明会(振興局単位)の開催			<ul style="list-style-type: none"> 既存市場向け認定要領制定(手数料条例議決後施行) 改正法に基づく、卸売市場の認定申請受理、認定(振興局)市場の公示(本庁) 	<ul style="list-style-type: none"> 施行(6/21) ※申請時期により、認定が6/22以降の場合あり 既存市場向け認定要領廃止
開設者	認定申請等、法改正に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> 市町村条例・規則等の改正(公設・3セクの場合) 改正卸売市場法による認定申請、業務規程の改正内規等の策定(同一法人の場合の開設者と卸売業者の区分、検査等の開設者の新たな権限事項) など 			市場関係者で協議(認定申請の検討、ルール(業務規程)の変更検討、内規の作成等) 道と相談・協議(業務規程の内容等)					市町村議会:条例等改正、認定申請手数料予算措置	R2当初議会くらいまで	<ul style="list-style-type: none"> 条例・規則改正 改正法に基づく認定卸売市場 	

方向性の事務案整理開始

市場・振興局等に対する説明・周知
道の対応/認定事務

各市場・振興局に、認定要領素案、対応案・スケジュール等を提示

業務規程案:各市場と個別協議